

兵庫県市町交通災害共済組合条例

- 兵庫県市町交通災害共済組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例24
- 兵庫県市町交通災害共済組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例34
- 兵庫県市町交通災害共済組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例34
- 兵庫県市町交通災害共済組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例35
- 兵庫県市町交通災害共済組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例37
- 兵庫県市町交通災害共済組合職員等の退職手当基金条例の一部を改正する条例42

兵庫県市町交通災害共済組合告示

- 議会の同意を得て選任した収入役43
- 平成17年度兵庫県市町交通災害共済組合一般会計補正予算及び平成18年度兵庫県市町交通災害共済組合一般会計予算43
- 臨時議会の招集45

告 示

兵庫県告示第277号

姫路市の設置に伴う関係告示の整理に関する規程を次のとおり定め、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

姫路市の設置に伴う関係告示の整理に関する規程

- 第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。
別表第2中「飾磨郡夢前町」及び「宍粟郡安富町」を「姫路市」に改める。
- 第2条 平成17年兵庫県告示第634号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。
本文中「飾磨郡家島町」を「姫路市家島町」に改める。
- 第3条 平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正する。
別表第1中「姫路市」を「姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く。）」に改める。
附表中「姫路市」を「姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く。）」に改める。
- 第4条 昭和47年兵庫県告示第482号の16（公害防止条例および公害防止条例施行規則の規定に基づく工場等の設置の許可を要する区域等について）の一部を次のように改正する。
別表第1粉じんにかかる指定施設を有する工場等の項中「姫路市」を「姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の区域を除く。）」に改める。
- 第5条 昭和52年兵庫県告示第1783号（大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物の総量規制基準）の一部を次のように改正する。
1中「姫路市」を「姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の区域を除く。）」に改める。
- 第6条 昭和52年兵庫県告示第1784号（大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準）の一部を次のように改正する。
2の表中「姫路市」を「姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の区域を除く。）」に改める。
- 第7条 昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部を次のように改正する。
表家島町の項、夢前町の項、香寺町の項及び安富町の項を削る。
- 第8条 平成11年兵庫県告示第567号（音響機器の使用時間を制限する区域の指定）の一部を次のように改正する。
1中「香寺町」を削る。
1(2)中「美囊郡吉川町の区域を除く。」を「美囊郡吉川町の区域を、姫路市にあっては、平成18年3月26日現在の宍粟郡安富町の区域を除く。」に改める。
2中「家島町、夢前町」を削る。

第9条 昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部を次のように改正する。

表家島町の項、夢前町の項、香寺町の項及び安富町の項を削る。

第10条 昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

表家島町の項、夢前町の項、香寺町の項及び安富町の項を削り、神河町の項を次のように改める。

神河町	同	一般地域・順応地域
-----	---	-----------

第11条 昭和49年兵庫県告示第495号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

本文中「及び町役場」を削る。

表中「神崎郡香寺町」を「姫路市香寺町」に、「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に改める。

第12条 昭和50年兵庫県告示第428号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

1 の表中「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に改める。

第13条 昭和51年兵庫県告示第474号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

2の表中「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に改める。

第14条 昭和55年兵庫県告示第660号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

1の表中「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に改める。

2中「兵庫県保健環境部環境局環境管理課、姫路農林事務所及び上郡農林事務所並びに相生市役所及び夢前町役場」を「兵庫県庁及び関係県民局並びに関係市役所」に改める。

第15条 昭和三十四年兵庫県告示第四百七十七号（県立自然公園指定）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県庁」を「兵庫県庁及び関係県民局」に改め、「及び町役場」を並り、「、たつの市及び節籠郡夢前町」を「及びたつの市」に改めぬ。

第16条 昭和38年兵庫県告示第404号（県立自然公園指定）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県庁」を「兵庫県庁及び関係県民局」に、「宍粟市、飾磨郡夢前町」を「姫路市、宍粟市」に改める。

第17条 昭和46年兵庫県告示第749号（県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県庁ならびに」を「兵庫県庁及び関係県民局並びに」に、「加西市役所および飾磨郡夢前町役場」を「及び加西市役所」に改め、「飾磨郡夢前町の一部」を削る。

第18条 平成6年兵庫県告示第1009号（県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

1を次のように改める。

1 変更後の区域

姫路市内国有林神戸営林署547林班及び999林班の全部

同 市夢前町大字山之内の一部

同 市安富町大字関及び大字栃原の各一部

朝来市生野町大字栃原の一部

宍粟市内国有林山崎営林署44林班の全部

同市一宮町大字生栖、大字上野田、大字千町、大字東市場、大字東河内、大字福知及び大字能倉の各一部

神崎郡神河町大字川上の全部並びに大字上小田、大字長谷、大字湊及び大字南小田の各一部

第19条 昭和46兵庫県告示第750号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県庁ならびに」を「兵庫県庁及び関係県民局並びに」に、「、たつの市役所および飾磨郡夢前町役場」を「及びたつの市役所」に改める。

2 西播磨県立自然公園区域(1)中「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に改める。

2 西播丘陵県立自然公園区域(2)中 「宿舎 姫路市書写 園地 姫路市広峯」 を 「宿舎 姫路市書写 園地 姫路市夢前町山富字氷室 園地 姫路市広峯」 に改め、「

園地 飾磨郡夢前町山富字氷室」を削る。

第20条 平成6年兵庫県告示第1010号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）の一部を次のように改正する。

1 (1)中「飾磨郡夢前町」を「姫路市」に、「同 郡同 町」を「同 市夢前町」に改める。

1 (2)を次のように改める。

(2) 第2種特別地域

姫路市夢前町大字山之内の一部

同 市安富町大字関の一部

朝来市生野町大字栃原の一部

宍粟市一宮町大字東河内及び大字福知の各一部

神崎郡神河町大字上小田、大字川上、大字長谷及び大字淵の各一部

1 (3)を次のように改める。

(3) 第3種特別地域

姫路市内国営林神戸営林署999林班の全部及び547林班の一部

同 市夢前町大字山之内の一部

同 市安富町大字関及び大字栃原の各一部

朝来市生野町大字栃原の一部

宍粟市内国営林山崎営林署44林班の全部

宍粟市一宮町大字生栖、大字上野田、大字千町、大字東市場、大字東河内、大字福知及び大字能倉の各一部

神崎郡神河町大字上小田、大字川上、大字長谷、大字淵及び大字南小田の各一部

3の表を次のように改める。

3 単独施設

種 類	位 置
避難小屋	朝来市（生野町千町峠）
展望施設	同 市（生野町段ヶ峰）
園地	宍粟市（一宮町福知溪谷）
宿舎	同 市（同）
野営場	同 市（同）
駐車場	同 市（同）
避難小屋	姫路市（夢前町雪彦山）
休憩所	同 市（同）
展望施設	同 市（同）
園地	同 市（夢前町坂根）
宿舎	同 市（同）
野営場	同 市（同）
駐車場	同 市（同）
博物展示施設	同 市（同）
展望施設	神崎郡神河町（千町ヶ峰）